

交野市立世代間交流センターレストランスペース活用業務 運営事業者募集要項

社会福祉法人交野市社会福祉協議会（以下「指定管理者」という。）が実施する公募（プロポーザル方式）への参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、参加される方はこの募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1. 公募施設

- ①所在地：交野市天野が原町5丁目5番1号
交野市立世代間交流センター1階の一部（別図参照）
- ②使用面積：193.48㎡
 - ア) 厨房スペース 37.48㎡
 - イ) 食事スペース 156.00㎡
- ③指定用途：レストラン（食堂）・喫茶

2. 目的・業務内容

世代間交流センターのレストランスペースを障がい者の就労支援の場とすることで、障がい者の就労機会の拡大と自立を支援するとともに、施設利用者等の利便性の向上に資することを目的とする。業務内容等については、別紙「交野市立世代間交流センターレストランスペース活用業務運営事業者公募に関する仕様書」のとおりです。

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人が応募することができます。

- (1) 仕様書等の内容を理解のうえ、出店に意欲があり、良質な飲食品を適正な価格で提供できる能力を有するとともに、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (2) 応募者が、次の①または②に該当すること。
 - ①市内に事業所を有する社会福祉法人
 - ②障がい者の就労支援や就労体験等の実績があり、かつ、市内で飲食業を1年以上営んでいる者
- (3) 公募開始時点から過去1年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (4) 営業に際して、許可、資格または免許を必要とするものについては、許可を取得し、資格者または免許者を従事させることができること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び交野市財務規則（昭和39年規則第6号）第71条の規定に該当しない者。
- (6) 交野市入札事務に関して資格停止となっていない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (9) 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号から第3号に該当しない者。
- (10) 運営に必要なスタッフ等の人員が常に確保できること。また、障がい者の就労支援・就労体験等に積極的に取り組めること。

4. 日程（予定）

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 公募開始（ホームページ掲載） | 平成29年1月4日（水） |
| (2) 参加申請書等提出締切日 | 平成29年1月16日（月） |
| (3) 質問書締切日 | 平成29年1月17日（火） |
| (4) 質問書に対する回答 | 平成29年1月24日（火） |
| (5) 現地確認 | 指定管理者が指定する日時 |
| (6) 企画提案書類等提出締切日 | 平成29年1月26日（木） |
| (7) プロポーザル審査結果通知 | 平成29年2月9日（木） 予定 |
| (8) 運営事業者予定者の決定 | 平成29年2月16日（木） 予定 |
| (9) 契約の締結 | 平成29年3月1日（水） 予定 |

5. 応募手続き等

- (1) 応募書類等の配布

応募書類等については次の①、②のいずれかにより入手してください。

- ①交野市社会福祉協議会ホームページ（<http://katano-shakyo.com>）からダウンロード。

期間：平成29年1月4日（水）から平成29年1月16日（月）まで

- ②交野市社会福祉協議会事務所にて配布。

期間：平成29年1月4日（水）から平成29年1月16日（月）まで

時間：午前9時から午後5時30分まで。

（但し、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

- (2) プロポーザル参加申請書等の提出

参加を希望する者は、以下の書類を1部ずつ提出してください。

- ①提出書類

ア) プロポーザル参加申請書（様式1）

イ) 法人の場合は、登記簿謄本（写し可）。個人の場合は、本籍地の市町村で発行を受けた身分証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）

ウ) 誓約書（様式2）

エ) 納期の到来した直近の国税及び市税について、未納の税額がないことの証明書（写し可）

国税 所管税務署が発行する納税証明書

市税 所管市役所が発行する納税証明書

②申込方法

下記日時までに郵送又は直接持参してください。

【郵送の場合（書留で送ること）】

ア) 受付期間

平成29年1月16日（月）必着

イ) 郵送先

〒576-0034

交野市天野が原町5丁目5番1号

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会事務局あて

【持参する場合】

ア) 受付期間

平成29年1月16日（月）まで

午前9時から午後5時30分まで

※土曜日、日曜日及び祝日は、受け付けません。

イ) 提出先

交野市天野が原町5丁目5番1号

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会事務局

電話 072-895-1185

(3) 質問及び回答

質問書（様式3）に質問事項、法人名、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、指定管理者まで提出してください。

①質問受付期間

平成29年1月4日（水）から平成29年1月17日（火）まで

②質問方法

質問書（様式3）に質問事項を記載のうえ、電子メールにより提出してください。なお、電話、口頭による質問には、一切応じません。

③送信（提出）先

交野市天野が原町5丁目5番1号

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会事務局

Eメール：nijimaru@katano-shakyo.com

③回答

全質問に対する回答を平成29年1月24日（火）に、交野市社会福祉協議会ホームページに掲載します。なお、回答内容において質問書の提出者が特定されと思われる情報は公開しません。

(4) 現地確認

現地確認を希望する場合は、平成29年1月16日（月）午後5時30分までに、社会福祉法人交野市社会福祉協議会事務局へ電話で申し込んでください（072-895-1185）。日程等を調整のうえ、現地確認を行っていただきます。なお、期限までに申し込みのない場合は、現地確認をすることができません。

(5) 企画提案書等の提出

①提出書類

ア) レストラン（食堂）・喫茶等の業務実績（様式4）

※飲食店営業許可書等の写しを添付

イ) 企画提案書（様式5）

※所定の記入枠に収まらない項目がある場合は、「別紙参照」として任意様式により作成したものを添付することは可能ですが、複数項目ある場合は番号を附すなど、どの項目かが分かるように配慮してください。

ウ) 法人概要等

※経営状況がわかる書類（なお、個人の場合は確定申告書）、営業実態や事業内容が判断できる書類、パンフレット等

②提出部数

6部（正本 1部、写し 5部）

③その他

- ・必要に応じて、他の書類の提出を求めることがあります。
- ・提出書類は、返却いたしません。
- ・提出された書類は、今回の審査以外には使用しません。
- ・応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(6) 提出方法

下記日時までに直接持参してください。

①提出期限：平成29年1月26日（木）まで

②受付時間：午前9時から午後5時30分まで

※土曜日、日曜日及び祝日は、受け付けません。

③提出先：上記5.（2）②【持参する場合】イ）と同様

(7) 辞退

プロポーザル参加申請書を提出後、企画提案書類を提出しない場合は、平成29年1月26日（木）までに辞退届（様式6）を提出先に持参又は簡易書留により郵送してください。

6. 企画提案書等の審査

(1) 審査基準及び配点表

別紙「審査基準及び配点」のとおり

(2) 審査方法

事業者候補の選定にあたっては、指定管理者が組織する「事業者候補者選定審査委員会」において、下記の一次審査及び二次審査を行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定します。なお、参加者が3者以下の場合においては、一次審査及び二次審査を同日に行うものとします。

①一次審査

参加資格を満たすと判断された者が4者以上であった場合、提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位3事業者までを次の二次審査の対象とします。

・結果通知

一次審査の選定結果は、選定審査委員会において決定後、各事業者等に通知します。なお、通知については、平成29年2月1日（水）を予定しています。

②二次審査

書類審査（一次審査）を通過した事業者に対して、プレゼンテーション（二次審査）を実施します。なお、プレゼンテーションにあたっては、事業所等の責任者及び当該業務の主たる担当者が必ず出席（出席者は3名以内）し、提案説明と質疑への回答を行うこと。

※二次審査の日時、場所、持ち時間等については、一次審査の結果通知と併せて通知します。

(3) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査のうえ失格とします。

①本募集要項に定める資格要件を満たしていない場合

②企画提案書の内容が、本募集要項及び交野市世代間交流センターレストランススペース活用業務運営事業者公募に関する仕様書に示す要件を満たしていない場合

③企画提案書等の提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

④審査の合計点数が満点の6割に満たなかった場合

⑤企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合

⑥著しく信義に反する行為があった場合

⑦業務を履行することが困難と認められる場合

⑧企画提案書の内容が、法令違反等著しく不適当な場合

⑨2案以上の企画提案があった場合

⑩審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 審査結果の通知（運営事業者予定者の決定）

審査結果は、採否に関わらず、平成29年2月9日（木）頃（予定）に通知します。その後、資格要件の確認を行い、平成29年2月16日（木）頃（予定）に運営事業者予定者として決定します。

7. 契約の締結

(1) 運営事業者予定者は、提出された提案書をふまえ、速やかに指定管理者と協議を行います。協議が整った場合、指定管理者と随意契約により委託契約を締結することになります。ただし、運

営事業者予定者と協議が整わないときは、次点の運営事業者と協議を行います。

- (2) 提案書に記載された事項は、指定管理者が提示する各資料とあわせて、契約時の仕様書として取り扱います。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると指定管理者が判断した場合は、指定管理者と運営事業者予定者との協議により、項目の追加、変更又は削除等を行うことがあります。
- (3) 提案書に記載された事項が履行できなかったときは、損害賠償の請求等を行う場合があります。

別紙 「審査基準及び配点」

a. 一次審査

| 審査項目 | 提案に対する評価の内容 | 配点 | | | |
|---------|--|-----|----|-----------|-----|
| 福祉事業実績 | 障がい者の就労支援や就労体験等の福祉事業の実績は十分であるか。 | 10 | | | |
| 業務実績 | レストラン（食堂）・喫茶の運営実績は十分であるか。 | 10 | | | |
| 基本方針 | レストラン（食堂）・喫茶運営に対する考えは明確か。 | 5 | | | |
| 実施体制 | 運営していくための人員配置や障がい者の就労支援計画等が公募の目的に合ったものとなっているか。 | 10 | | | |
| | 営業日や営業時間、注文から精算までの流れ、混雑時の緩和措置などが利用者に配慮した利用しやすいものとなっているか。 | 5 | | | |
| | 苦情や改善要望に対する対応姿勢はどうか。 | 5 | | | |
| | 食品衛生管理や事故防止、廃棄物処理等の安全衛生管理体制は適切か。 | 5 | | | |
| | 従業員の教育・研修の体制はとられているか。 | 5 | | | |
| | 収支計画や売り上げ、集客数の見込みが現実性の高いものとなっているか。 | 5 | | | |
| 提供メニュー等 | 提供メニューや価格が利用者にとって利用しやすく妥当なものであるか。 | 5 | | | |
| | 提供メニューについて、栄養バランスや地産地消への配慮がされたものとなっているか。 | 5 | | | |
| レイアウト | 客席内の配置レイアウトや利用客の動線は適正か。 | 5 | | | |
| 環境への配慮 | 環境への配慮はなされているか。 | 5 | | | |
| テナント料 | テナント料が指定管理者にとって有利な価格であるか。 (提案額と最低貸付料を比較し、増加率に応じて配点付与) | 10 | | | |
| | 1%以上2%未満 | | 2点 | 8%以上10%未満 | 8点 |
| | 2%以上5%未満 | | 4点 | 10%以上 | 10点 |
| | 5%以上8%未満 | | 6点 | | |
| 独自提案 | 他者に比べて優位性・特徴のあるサービス内容を提案しているか。 | 10 | | | |
| 社会貢献 | 障がい者の就労（個人の場合は就労実習）の場としての活用やスペースの有効活用など、社会貢献を配慮した内容を提案しているか。 | 10 | | | |
| 小計 | | 110 | | | |

b. 二次審査

| 審査項目 | 提案に対する評価の内容 | 配点 |
|-----------|-------------------------|----|
| プレゼンテーション | 本業務へ積極的に取り組む姿勢がうかがわれるか。 | 25 |
| 質疑応答 | 質疑応答における説明が明快かつ迅速か。 | 15 |
| 小計 | | 40 |

| | | |
|----|--|-----|
| 合計 | | 150 |
|----|--|-----|

- ※1 指定管理者で組織する選定委員会の委員それぞれの評価点数を合計し、最も点数の高い者を選定する。
- ※2 最も点数の高い者（同点）が複数ある場合は、「実施体制等」の項目の合計点が最も高い者を選定する。
- ※3 上記2においても合計点数が同点の場合は、選定委員会において審議のうえ、優先交渉権者を選定する。